



# 難民等保護法案・入管法等改正案 (議員立法) と閣法との相違点

# Ⅰ 難民等保護法案関係（Ⅰ）定義

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
条約難民：定義	—	—	—	UNHCR等の見解を踏まえ、難民等保護委員会が規則で定める
条約難民：「迫害のおそれ」の解釈	個別把握説の採用（運用）	（不明）	（不明）	個別把握説の排除：一連の事情を全体的・総合的に検討
条約難民：迫害によって侵害される権利利益	生命・身体的な自由への抑圧に限定（運用）	（不明）	（不明）	生命・自由に対する脅威に加え、その他の人権の重大な侵害（UNHCR等の見解）
補完的保護対象者	規定なし	保護対象（迫害の理由以外は難民と同じ要件）	同左	ノンフルマン原則を取り込んだ類型・帰国すれば誰でも危害を受けるおそれがある領域から来た類型が保護対象
無国籍者	規定なし	同左	同左	保護対象
複数認定	規定なし	不可	同左	条約難民の認定又は補完的保護対象者の認定と無国籍者の認定を共に受けることが可能

# I 難民等保護法案関係（2）認定手続①

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
判断主体	法務大臣	同左	同左	難民等保護委員会
判断基準	難民該当性に関する規範的要素の明確化（運用）	同左	同左	UNHCR等の国際機関の見解を踏まえた認定基準の策定・公表
認定申請手続の負担	入管法上規定なし	同左	同左	難民等認定申請手続が申請者に過重な負担を課さないよう十分に配慮する
立証責任	申請者	同左	同左	立証責任の軽減： 申請者の主張・立証の内容のみでは難民等であることを認めることが困難な場合であっても、申請者の供述の全趣旨・事実の調査の結果に基づき、難民等認定可

# I 難民等保護法案関係（3）認定手続②

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
代理人の申請	不可（年少・疾病等に限る親族可）	同左	同左	可能
面接における代理人の立会い	禁止（運用） ※脆弱者のみ解禁	同左	同左	可能
事実の調査	○難民の出身国情報の充実（運用） ○難民調査官の調査能力の向上（運用）	同左	同左	○正確・最新の情報を収集すること、言語、文化等の相違を踏まえ十分な意思疎通を図ること等を規定する ○調査官：専門家から任命、研修・訓練
録音・録画	禁止・不実施（運用）	（不明）	（不明）	義務付けることとし、録音・録画を難民等保護委員会による判断の際に活用

# I 難民等保護法案関係（４）認定手続③

	現行法	前回（令和３年）の閣法	今回（令和５年）の閣法	議員立法（令和５年）
行政手続法	適用除外	同左	同左	適用除外しつつも、標準処理期間、審査の進行状況等に関する情報提供等の行政手続法に相当する規定を設ける
UNHCRの関与	規定なし	同左	同左	面接における立会い、難民等保護委員会会議への出席、相談員による紹介、難民等保護委員会からの情報提供

# I 難民等保護法案関係（5）一時庇護上陸の許可

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
一時庇護上陸の許可	入国審査官が許可	同左	同左	難民等保護委員会が明らかに難民等に該当しないと認められるかどうかを審査し、入国審査官が許可
	就労活動不可	同左	同左	最低限度の生活を維持するために必要な就労を許容
	必要的許可の規定なし	同左	同左	明らかに難民等に該当しないと認められず、一定の上陸拒否事由に該当しない場合に必要的に許可

# I 難民等保護法案関係（6）仮滞在の許可①

	現行法	前回（令和3年） の閣法	今回（令和5年） の閣法	議員立法（令和5年）
仮滞在の許可 ：主体	法務大臣が許可	同左	同左	難民等保護委員会が理由なき申請でないかどうか速やかに審査し、法務大臣が許可
仮滞在の許可 ：不許可事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上陸から6月経過後に申請したとき</li> <li>○第三国経由で入国したとき</li> <li>○退去強制令書の発付を受けているとき</li> <li>○逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき</li> </ul>	同左	同左	左記の不許可事由を削除（逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、裁判官が発付した収容許可状により収容された場合に不許可となる想定）

# Ⅰ 難民等保護法案関係（7）仮滞在の許可②

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
仮滞在の許可 ：正規滞在者の在留資格等喪失後	規定なし	同左	同左	正規滞在者が難民等認定申請中に在留資格等を喪失した場合にも仮滞在を許可することを明記
仮滞在の許可 ：就労	不可	原則不可、法務大臣の許可の下で生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動は可	同左	最低限度の生活を維持するために必要な就労を許容



# I 難民等保護法案関係（8）送還停止効の例外①

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
難民認定申請に係る送還停止効	送還停止効の終期は審査請求が基準	同左	同左	送還停止効の終期は取消訴訟が基準
	難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止	送還停止効の例外規定を創設 ○3回目以降の申請者 ○3年以上の実刑前科者 ○テロリスト等	同左	送還停止効の例外規定を創設 ①2回目以降の同一区分の難民等の申請が難民等保護委員会により理由なき申請とされ、不認定処分が司法審査の機会を経て確定した場合の <u>以後の申請</u> ②テロリスト
			〈例〉	外〉
		3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止	同左	上記①の <u>以後の申請</u> が理由なき申請でなければ、再び送還停止

# I 難民等保護法案関係 (9) 送還停止効の例外②

	現行法	前回 (令和3年) の閣法	今回 (令和5年) の閣法	議員立法 (令和5年)
難民認定申請に係る送還停止効	規定なし	規定なし	送還停止効の例外規定の内容等に係る周知、教示に関する経過措置	送還停止効を認めない者の範囲について不断の見直し

# Ⅰ 難民等保護法案関係（10）難民等に対する措置等

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
難民旅行証明書：対象	難民のみ	同左	同左	難民及び補完的保護対象者
難民旅行証明書：有効期間	1年	1年～5年	同左	5年
生活支援	規定なし （予算事業として 難民認定申請者に 保護費を支給）	同左	同左	○生活支援基本計画の策定・実施 ○生活に困窮する一時庇護許可者・仮滞在許可者・一定の難民等認定申請者に対する生活維持費の支給

## 2 入管法等改正案関係（1）違反審判手続

	現行法	前回（令和3年） の閣法	今回（令和5年） の閣法	議員立法（令和5年）
違反審査 代理人の関与、 証拠提出、親族等 の立会い、証人請求	規定なし	同左	同左	いずれも可能
口頭審理・異議申 立て 代理人の請求	規定なし	同左	同左	可能
口頭審理・異議申 立て 不利な判断の場合 の理由の通知	規定なし	同左	同左	あり
口頭審理 関係書類の閲覧・ 謄写請求	規定なし	同左	同左	可能

## 2 入管法等改正案関係（2）退去強制令書発付前の収容①

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
収容の考え方	全件収容主義	収容又は監理措置	同左	全件収容主義の撤廃 原則非収容・監理措置なし
収容の要件	退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があること	同左	同左	退去強制事由に明らかに該当すると認められること
	規定なし	容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度その他の事情を考慮	左記に加え 収容により容疑者が受ける不利益の程度を考慮することも明文化	逃亡・逃亡すると疑うに足りる相当の理由
	主任審査官による収容令書の発付	同左	同左	裁判官による収容許可状の発付

## 2 入管法等改正案関係（3）退去強制令書発付前の収容②

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
収容期間	30日（最長60日）	同左	同左	10日（最長20日）
意見陳述	規定なし	同左	同左	収容許可状発付時に、裁判官に対する容疑者・代理人による意見陳述の機会の付与

## 2 入管法等改正案関係（４）退去強制令書発付後の収容①

	現行法	前回（令和３年）の閣法	今回（令和５年）の閣法	議員立法（令和５年）
収容の考え方	全件収容主義	収容又は監理措置	同左	全件収容主義の撤廃 原則非収容・監理措置なし
収容の要件	退去強制対象者を直ちに本邦外に送還することができないとき	同左	同左	退去強制対象者を直ちに本邦外に送還することができないとき
	規定なし	退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者を除く。）が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度その他の事情を考慮	左記に加え 収容により退去強制を受ける者が受ける不利益の程度を考慮することも明文化	逃亡・逃亡すると疑うに足りる相当の理由
	主任審査官による退去強制令書の発付	同左	同左	裁判官による退去強制対象者収容許可状の発付

## 2 入管法等改正案関係（5）退去強制令書発付後の収容②

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
収容期間	送還可能のときまで（無期限収容）	同左	同左 3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す	7日以内。ただし、通算30日まで→7日ごと通算30日以後→1月ごとに、裁判官がやむを得ない事由があると認めるときに限って更新可（上限6月）
意見陳述	規定なし	同左	同左	○収容許可状発付時 ○収容期間更新時に裁判官に対する退去強制対象者・代理人による意見陳述の機会の付与
退去強制令書発付後の送還停止効	規定なし	同左	同左	退去強制処分の取消訴訟を提起可能な期間及び取消訴訟の係属中における送還停止効



## 2 入管法等改正案関係（6）退去強制令書発付後の収容③

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
収容代替措置	規定なし	<p>監理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住居・行動範囲の制限、呼出しに対する出頭義務等の監理措置条件を付する</li> <li>○保証金（300万円以下）納付も条件</li> </ul> <p>→監理措置条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく呼出しに応じない者には罰則（1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金又は併科）</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保証金は、逃亡・証拠隠滅を防止するため必要と認めるときに限定</li> </ul> <p>左記に加え 入管庁長官は、監理人からの相談に応じ、必要な情報提供、助言その他の援助を行う</p>	<p>監理措置なし</p> <p>放免時の条件等（住居・行動範囲の制限、呼出しに対する出頭義務等）による対応</p> <p>→条件・命令に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく呼出しに応じない者には罰則（20万円以下の罰金）</p> <p>退去強制を受ける者（容疑者を含む。）で収容されていないものの生活に関する国・地方公共団体の施策</p>

## 2 入管法等改正案関係（7）仮放免・失効放免

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
必要的仮放免の有無	無 （裁量に基づく仮放免のみがある）	同左	同左 健康上の理由に基づく仮放免請求について、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべき努力義務を規定	あり（逃亡のおそれなし・疾病等により収容継続の相当性なし）
仮放免時の保証金の上限	300万	保証金を廃止	同左	100万円
仮放免不許可時の理由の通知	規定なし	同左	同左	理由の通知
仮放免中に逃亡した場合等の罰則	規定なし	規定あり	同左	規定なし
収容許可状の失効の申立制度〔司法〕	無	無	無	逃亡のおそれなし・疾病等により収容継続の相当性なし、の場合に、裁判所に対する収容許可状の失効の申立てが可

## 2 入管法等改正案関係（8）在留特別許可①

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
意見陳述の機会	無	無	無	申請者・代理人、申請者の子である未成年者による口頭での意見陳述の機会付与
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○永住許可</li> <li>○日本国民としての経歴</li> <li>○人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留</li> <li>○その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき</li> </ul>	左記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>○難民又は補完的保護対象者の認定を受けていること（難民認定申請者の在留特別許可（難民在特）を削除し、申請による在留特別許可に一本化）</li> </ul>	同左	許可基準を具体的に明示し、以下の積極要素を追加： <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本で出生し引き続き在留</li> <li>○人生の半分以上日本に在留</li> <li>○日本人・永住者・特別永住者の子</li> <li>○日本人・特別永住者・永住者・定住者等の配偶者等（事実婚・婚姻に準ずる同性カップルを含む）</li> <li>○未成年者である子を監護している者等</li> <li>○永住者等に監護されている未成年者等</li> <li>○難病患者等・その者を看護する親族（難民については難民在特を存置）</li> </ul>

## 2 入管法等改正案関係（9）在留特別許可②

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
要件：考慮事由・配慮事項	規定なし	考慮事情の明示： ○在留を希望する理由 ○家族関係 ○素行 ○本邦に入国することとなった経緯 ○本邦に在留している期間 ○その間の法的地位 ○退去強制の理由となった事実・人道上の配慮の必要性 ○内外の諸情勢・本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情	同左	積極要素として、以下の2点について規定： ○児童が父母と分離されないことへの配慮 ○家族と在留できることへの配慮

## 2 入管法等改正案関係（10）在留特別許可③

	現行法	前回（令和3年） の閣法	今回（令和5年） の閣法	議員立法（令和5年）
再審情願 （退去強制令書 発付後の在留特 別許可を求める 行為）	規定なし（運用） 応答義務なし 職権発動	職権による許可と して明文化	同左	事情変更による再審情願の 申立制度を明文化

## 2 入管法等改正案関係（11）在留資格に係る許可の特例（アムネ스티ィ）

	現行法	前回（令和3年）の閣法	今回（令和5年）の閣法	議員立法（令和5年）
退去強制令書発付後も本邦にとどまる外国人への対応	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○罰則付きで退去を義務付ける退去等命令制度を創設</li> <li>○自発的に出国した者に対し上陸拒否期間を短縮する出国命令制度の対象者を、出頭した者に加え、摘発された者にも拡大</li> <li>○退去強制令書発付後の自費出国者に係る上陸拒否期間の短縮措置を創設</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本に長期間生活の基盤があり、一定の重大な退去強制事由や刑法犯に該当しない等、一定の要件に該当するオーバーステイ等の外国人に対して、期間を限定して、定住者の在留資格の取得を許可する。</li> <li>② ①の許可を得た者について、許可前の不法残留罪の刑を免除する。</li> </ul>